

# 児童手当制度が変わりました

現在、小学校3年生までのお子さんを養育している方に支給されている児童手当は、制度が改正され、4月1日から次のようになりました。

## 対象年齢

改正前 小学校3年生まで(9歳到達後最初の年度末)

改正後 小学校6年生まで(12歳到達後最初の年度末)

## 所得制限

所得制限が引き上げられました。

限度額は前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定します。



## 所得制限限度額

(単位:万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン等 (厚生年金等加入者)	注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族があるものについての限度額(所得額ベース)は左記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。 注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。
0人	460.0	532.0	
1人	498.0	570.0	
2人	536.0	608.0	
3人	574.0	646.0	
4人	612.0	684.0	
5人	650.0	722.0	

## 児童手当の支給を受けるには?

児童手当は、養育者からの申請がないと支給されませんので、最寄りの支所住民課へ認定請求書を提出してください。(公務員の方は勤務先へ届出)

ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

## どんな手続きをすればいいの?

[平成18年度に小学校4年生の児童がいる方]

これまで、児童手当を受給されていた方は、手続きの必要はありません。

[平成18年度に小学校5年生・6年生の児童がいる方]

これまで児童手当を受給されていなかった方は認定請求、児童手当を受給されていた方は額改定認定請求の手続きが必要です。

[所得制限により受給されていなかった方]

新たに、認定請求の手続きが必要です。

今回の制度改正に伴う申請に限り、9月30日までに申請していただくと、特例的に4月1日にさかのぼって支給されます。

10月1日以降の申請については、申請月の翌月分からの支給となります。

問い合わせ 児童福祉課 児童手当担当 62-1126